

## ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約

昭和54年 9月20日認定  
昭和54年 9月25日告示  
(変更) 昭和62年 9月 5日認定  
昭和62年 9月12日告示  
(変更) 平成 4年 2月28日認定  
平成 4年 3月 9日告示  
(変更) 平成 7年 5月16日認定  
平成 7年 6月 2日告示  
(変更) 平成10年 6月11日認定  
平成10年 6月12日告示  
(変更) 平成17年 6月29日認定  
平成17年 6月30日告示  
(変更) 平成19年 4月 2日認定  
平成19年 4月13日告示  
(変更) 平成20年 3月26日認定  
平成20年 4月15日告示  
(変更) 平成23年 1月21日認定  
平成23年 2月10日告示  
(変更) 平成24年10月18日認定  
平成24年11月 7日告示  
(変更) 平成28年 4月 1日認定  
平成28年 4月 1日告示

### (目的)

第1条 この公正競争規約（以下「規約」という。）は、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）第31条第1項の規定に基づき、ローヤルゼリーの取引について行う表示に関する事項を定めることにより、不当な顧客の誘引を防止し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択及び事業者間の公正な競争を確保することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規約で「ローヤルゼリー」とは、次の各号に掲げるものであって、それぞれローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約施行規則（以下「施行規則」という。）別表に定める性状を有し、かつ、同表に定める組成基準に適合するものをいう。

#### (1) 生ローヤルゼリー

みつばちが女王蜂を育成するため、その咽頭腺等を通じて王台中に分泌したものであって、移虫後72時間以内に採取したものをいう。

#### (2) 乾燥ローヤルゼリー

生ローヤルゼリーを凍結乾燥その他の方法により乾燥処理したものをいう。

#### (3) 調製ローヤルゼリー

生ローヤルゼリー又は乾燥ローヤルゼリーに乳糖、はちみつ等の調製剤、添加物等を使用し、調製（錠剤、カプセルその他剤型品の調製は、品質保全のため必要な場合に限る。）したものであって、使用した生ローヤルゼリーの重量が全重量の6分の1以上のものをいう。

2 この規約で「事業者」とは、ローヤルゼリーを生産して販売する事業者、製造して販売する事業者及び輸入して販売する事業者並びにこれらに準ずる事業者をいう。

3 この規約で「表示」とは、「不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件」（昭和37年公正取引委員会告示第3号）第2項各号に規定する表示をいう。

（必要な表示事項）

第3条 事業者は、施行規則に定めるところにより、ローヤルゼリーの容器又は包装に、次の各号に掲げる事項を一括して、外部から見やすい場所に邦文で明瞭に表示しなければならない。

- (1) 種類別名称（形状を含む）
- (2) 原材料名
- (3) 内容量
- (4) 賞味期限
- (5) 保存方法
- (6) 輸入品にあつては、原産国名
- (7) 事業者の氏名又は名称及び住所

2 商品名と種類別名称が異なる場合には、施行規則に定めるところにより、種類別名称を表示する。

3 アレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示は、施行規則に定めるところにより表示しなければならない。

（不当表示の禁止）

第4条 事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、次の各号に掲げる表示をしてはならない。

- (1) 「生ローヤルゼリー」、「乾燥ローヤルゼリー」又は「調製ローヤルゼリー」の定義に合致しない内容の製品について、それぞれそれらのものであるかのように誤認されるおそれがある表示
- (2) 実際のものよりも内容量（生ローヤルゼリーの使用量）が多いと誤認されるおそれがある表示
- (3) 「調製ローヤルゼリー」に使用した生ローヤルゼリー及び乾燥ローヤルゼリーを除く原材料について、実際のものよりも著しく優良であるかのように、又は実際のものよりも著しく多く若しくは著しく少なく含まれているかのように誤認されるおそれがある表示
- (4) 天然、自然等の文言を用いることにより、実際のものよりも著しく優良であるかのように、又は副作用その他の弊害が全くないかのように誤認されるおそれがある表示
- (5) 健康、栄養等の文言を用いることにより、実際のものより栄養効果があるかのように、又は副作用その他の弊害が全くないかのように誤認されるおそれがある表示
- (6) 医薬品的な効能効果若しくはこれらと同様な効能効果を標ぼうし、又は暗示する表示
- (7) 医薬品的な形状又は用法用量の表示

- (8) 原産国について誤認されるおそれがある表示
- (9) 他の事業者の製品を中傷し又はひぼうするような表示
- (10) 前各号に掲げるもののほか、商品の内容又は取引条件について一般消費者に誤認されるおそれがある表示

(過大包装の禁止)

第5条 事業者は、ローヤルゼリーの取引に関し、次の各号に掲げる方法により、その内容量を誤認させるような容器又は包装（直接のものであると外部のものであるとを問わない。）を用いてはならない。

- (1) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に空間をつくること。
- (2) 内容物の保護又は品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に緩衝材（ウレタンホーム、ダンボール等）を入れること。
- (3) 品質保全に必要な限度を超えて、容器又は包装の中に乾燥剤を入れること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、内容量に比して過大な容器又は包装を用いること。

(公正取引協議会)

第6条 この規約を適正に施行するため、一般社団法人全国ローヤルゼリー公正取引協議会（以下「公正取引協議会」という。）を設置する。

- 2 公正取引協議会は、この規約に参加する事業者（以下「構成事業者」という。）をもって構成する。
- 3 公正取引協議会は、次の事業を行う。
  - (1) 不当景品類及び不当表示防止法及び公正取引に関する法令の普及並びに違反の防止に関すること。
  - (2) 証紙（次条に定めるものをいう。）の交付に関すること。
  - (3) 規約の内容についての周知徹底に関すること。
  - (4) 規約についての相談及び指導に関すること。
  - (5) 規約の規定に違反する疑いがある事実の調査に関すること。
  - (6) 規約の規定に違反する者に対する措置に関すること。
  - (7) 関係官庁との連絡及び施策の協力に関すること。
  - (8) その他公正取引協議会の目的を達成するために必要と認められること。

(証紙の使用基準)

第7条 公正取引協議会は、規約に従い適正な表示をしていると認められる構成事業者に対し、その販売に係るローヤルゼリーの容器又は包装に証紙を使用させることができる。

- 2 証紙の使用方法については、公正取引協議会が別に定める証紙使用基準によるものとする。

(違反に関する調査)

第8条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条若しくは前条第2項の規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する事実があると思料するときは、関係者を招致し、事情を聴取し、関係者に必要な事項を照会し、参考人から意見を求め、その他必要な調査を行うことができる。

- 2 構成事業者は、前項の規定による公正取引協議会の調査に協力しなければならない。
- 3 公正取引協議会は、前項の規定に違反して調査に協力しない構成事業者に対し、その調査に協力すべき旨を文書をもって警告し、これに従わないときは、5万円以下の違約金を課し、又は除名、公表その他の処分をすることができる。

(違反に対する措置)

第9条 公正取引協議会は、第3条、第4条、第5条の規定若しくは第7条第2項の規定又は第11条の規定に基づく規則に違反する事実があると認めるときは、その違反行為を行った構成事業者に対し、その違反行為を排除するために必要な措置を採るべき旨、その違反行為と同種又は類似の違反行為を再び行ってはならない旨、その他これらに関連する事項を実施すべき旨を文書をもって警告することができる。

- 2 公正取引協議会は、前項の警告を受けた構成事業者が当該警告に従っていないと認めるときは、当該事業者に対し、50万円以下の違約金を課し、除名、公表若しくはその他の処分をし、又は消費者庁長官に必要な措置を講ずるよう求めることができる。
- 3 公正取引協議会は、前条第3項又は前二項の規定により警告し、違約金を課し、又は除名、公表その他の処分をしたときは、その旨を遅滞なく文書をもって消費者庁長官に報告するものとする。

(違反に対する決定)

第10条 公正取引協議会は、第8条第3項又は前条第2項の規定による措置（警告を除く。）を採ろうとする場合には、採るべき措置の案（以下「決定案」という。）を作成し、これを当該構成事業者に送付するものとする。

- 2 前項の構成事業者は、決定案の送付を受けた日から10日以内に、公正取引協議会に対して文書によって異議の申立てをすることができる。
- 3 公正取引協議会は、前項の異議の申立てがあった場合には、当該構成事業者に追加の主張及び立証の機会を与え、これらの資料に基づいて更に審理を行い、それに基づいて決定を行うものとする。
- 4 公正取引協議会は、第2項に規定する期間内に異議の申立てがなかった場合には、速やかに決定案の内容と同趣旨の決定を行うものとする。

(規則の制定)

第11条 公正取引協議会は、この規約の実施に関する規則を定めることができる。

- 2 前項の規則を定め、又は変更しようとするときは、事前に消費者庁長官及び公正取引委員会の承認を受けるものとする。

附 則

この規約の変更は、消費者庁長官及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

附 則

この規約の変更は、平成28年4月1日から施行する。

# ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約施行規則

昭和54年9月20日承認

(変更) 昭和56年 3月25日承認

(変更) 平成4年 2月28日承認

(変更) 平成7年 5月16日承認

(変更) 平成7年 7月31日承認

(変更) 平成10年 6月11日承認

(変更) 平成17年 6月29日承認

(変更) 平成19年 3月 6日承認

(変更) 平成20年 3月26日承認

(変更) 平成24年10月18日承認

## (定義)

第1条 ローヤルゼリーの表示に関する公正競争規約（以下「規約」という。）第2条第2項に規定する「生産して販売する事業者」とは、生ローヤルゼリーを王台から採取して販売する事業者、「製造して販売する事業者」とは、ローヤルゼリーを加工若しくは調製して販売する事業者及び「これらに準ずる事業者」とは、他の生産又は製造業者に生産又は製造を委託したローヤルゼリーについて自己の商標又は名称を表示して販売する事業者及びローヤルゼリーを生産して販売する事業者若しくは製造して販売する事業者又は輸入して販売する事業者と特別の契約関係にある事業者であって、これらの事業者と実質的に同一の事業を行っているものと認められるものをいう。

## (必要事項の表示基準)

第2条 規約第3条第1項に規定する必要表示事項は、(1)に掲げる基準に基づき、(2)に掲げる様式により表示するものとする。

### (1) 基準

#### ア 種類別名称

(ア) 種類別名称は、生ローヤルゼリーにあつては、「生ローヤルゼリー」又は「生王乳」、乾燥ローヤルゼリーにあつては、「乾燥ローヤルゼリー」又は「乾燥王乳」、調製ローヤルゼリーにあつては、「調製ローヤルゼリー」又は「調製王乳」と記載すること。

(イ) 種類別名称の直後に、括弧書により次のとおり形状を記載すること。ただし、商品名にそれぞれ形状と同一表現を用いているものにあつては、記載を省略できる。

a 液状のものにあつては、「液」

b 糊状のものにあつては、「糊」

c 粉末状のものにあつては、「粉末」

d 顆粒状のものにあつては、「顆粒」

- e 錠剤及びカプセルその他剤型のものにあつては、「粒」又は「球」（ただし、カプセル状のものにあつては「カプセル」と表示することができる。）

#### イ 原材料名

- (ア) 食品添加物以外の原材料は、原材料に占める割合の多いものから順に記載すること。
- (イ) 食品添加物は、食品衛生法第 19 条第 1 項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令（平成 23 年内閣府令第 45 号。以下「表示基準府令」という。）の規定に従い記載すること。

#### ウ 内容量

計量法（平成 4 年法律第 51 号）の規定に基づき、「内容重量」及び「生ローヤルゼリー使用量」を、それぞれ次により kg、g、mg、又はキログラム、グラム、ミリグラムで記載すること。ただし、錠剤及びカプセルその他剤型のものにあつては、当該剤型の「総個数」及び当該剤型の形状を冠した 1 剤型当たりの「生ローヤルゼリー使用量」を「含有」の文字を用いて記載すること。

- (ア) 生ローヤルゼリーにあつては、「内容重量」
- (イ) 乾燥ローヤルゼリーにあつては、「内容重量」及び「生ローヤルゼリー換算量」である旨を明示した「生ローヤルゼリー使用量」
- (ウ) 調製ローヤルゼリーにあつては、「内容重量」及び「生ローヤルゼリー含有量」である旨を明示した「生ローヤルゼリー使用量」

#### エ 賞味期限

- (ア) 次に定めるところにより記載すること。
  - a 製造から賞味期限までの期間が 3 月以内のものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。
    - (a) 平成 17 年 4 月 1 日
    - (b) 17. 4. 1
    - (c) 2005. 4. 1
    - (d) 05. 4. 1
    - (e) 050401
    - (f) 170401
  - b 製造から賞味期限までの期間が 3 月を超えるものにあつては、次の例のいずれかにより記載すること。ただし、a に定めるところにより記載することを妨げない。
    - (a) 平成 17 年 4 月
    - (b) 17. 4
    - (c) 2005. 4
    - (d) 05. 4
    - (e) 0504
    - (f) 1704
- (イ) 賞味期限を(2)に掲げる様式に従い表示することが困難な場合は、(2)に掲げる様式の

賞味期限の欄に記載箇所を明瞭に表示すれば、他の箇所に記載することができる。

#### オ 保存方法

(ア) 製品の特性に従って「〇〇度以下で保存」、「直射日光を避け、常温で保存すること」等と記載する。ただし、常温で保存するものにあつては、常温で保存する旨を省略することができる。

(イ) 保存方法を(2)に掲げる様式に従い表示することが困難な場合は、(2)に掲げる様式の保存方法の欄に記載箇所を明瞭に表示すれば、他の箇所に記載することができる。

#### カ 原産国名

輸入品にあつては、原産国名を記載すること。

#### キ 事業者の氏名又は名称及び住所

表示を行う事業者が製造業者である場合は「製造者」と、表示を行う事業者が販売業者である場合には「販売者」と、輸入業者である場合には「輸入者」と記載し、氏名又は名称及び住所を表示すること。

販売者にあつては、表示基準府令第10条の規定に従い、表示すること。

#### (2) 様式

<u>種 類 別 名 称</u>
<u>原 材 料 名</u>
<u>内 容 量</u>
<u>賞 味 期 限</u>
<u>保 存 方 法</u>
<u>原 産 国 名</u>
<u>製 造 者</u>

ア 表示に用いる文字及び枠の色は、背景の色と対照的な色とすること。

イ 表示に用いる文字は、日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイントの活字以上の大きさの統一のとれた活字とすること。ただし、表示可能面積がおおむね150平方センチメートル以下のものにあつては、日本工業規格Z8305(1962)に規定する5.5ポイント以上の大きさの活字とすることができる。

ウ 表示しない項目にあつては、この様式中その項目を省略することができる。

エ この様式中「種 類 別 名 称」とあるのは、これに変えて「名称」、「品名」又は「種 類 別」と記載することができる。

オ この様式は、縦書きとすることができる。

2 商品名と種 類 別 名 称とが異なる場合には、種 類 別 名 称を商品名の直上又は直下に日本工業規格Z8305(1962)に規定する8ポイント以上の肉太文字で表示する。

3 規約第3条第3項に規定するアレルギー物質を含む食品を原材料に使用している旨の表示については、表示基準府令第1条第2項第6号及び第7号に従い表示するものとする。

(不当表示の種類)

第3条 規約第4条各号の規定による不当表示の種類を例示すると次のとおりである。

- (1) 「生ローヤルゼリー」の定義に合致しない内容の製品に「はちみつ入り生ローヤルゼリー」、「生粒」等と表示すること。ただし、説明文の中に生ローヤルゼリーを使用した旨を記載することは差し支えない。
- (2) 「乾燥ローヤルゼリー」の定義に合致しない内容の製品に「乳糖入り乾燥ローヤルゼリー」、「乾燥粒」等と表示すること。ただし、説明文の中に乾燥ローヤルゼリーを使用した旨を記載することは差し支えない。
- (3) 「調製ローヤルゼリー」の定義に合致しない内容の製品に「はちみつ入りローヤルゼリー」、「ローヤルゼリー調製品」等と表示すること。
- (4) 「女王蜂 200 匹分」等実際のものよりもローヤルゼリーの内容量が多いと誤認されるおそれがある表示をすること。
- (5) 「調製ローヤルゼリー」について、生ローヤルゼリー使用量の 1.12 パーセント以上の「10 ハイドロキシ- $\delta$ -2-デセン酸」が検出されない製品に、当該「生ローヤルゼリー使用量」を表示すること。
- (6) 「天然」、「自然」、「ナチュラル」、「Natural」等と表示すること。ただし、ローヤルゼリーについて一般に認められている範囲内のことを説明する際に、その説明文の中でこれらの文言を用いることができる。この場合、説明文に用いる表現については事前に公正取引協議会の承認を得るものとし、説明文に用いる活字はゴシック体及び肉太文字を禁止する。
- (7) 「健康食品」、「保健食品」、「滋養食品」、「栄養食品」等と表示すること。ただし、ローヤルゼリーについて一般に認められている範囲内のことを説明する際に、その説明文の中で健康維持、栄養補給等に関する文言を用いることができる。この場合、説明文に用いる表現については事前に公正取引協議会の承認を得るものとし、説明文に用いる活字はゴシック体及び肉太文字を禁止する。
- (8) 「諸病の予防や治療に効く」、「便秘、目まい、高血圧、動脈硬化等、特定の疾病名及び症状を挙げて、その予防や治療に効く」等医薬品的な効能効果を標ぼうする表示をすること。
- (9) 「不老長寿」、「学者の談話記事の引用」等医薬品的な効能効果を暗示する表示をすること。
- (10) 「錠」、「丸」等医薬品的な形状を標ぼうする表示をすること。
- (11) 「食前〇〇分 2 個づつ」等医薬品的な用法用量を標ぼうする表示をすること。ただし、一日の摂取量の目安を表示することは差し支えない。
- (12) 「病者用食品」等特別用途食品であるかのような表示をすること。
- (13) 「生が一番」、「糖衣が安全」等種類別名称の異なるローヤルゼリーのいずれかを中傷し、若しくはこれを暗示すること。
- (14) 客観的な根拠によらないで、特選、最高級、最高品等と表示すること。

#### (過大包装の判定基準)

第 4 条 規約第 5 条各号の過大包装の判定は、次に掲げる基準により行うものとする。

- (1) 内容物の体積が直接の容器又は包装の内のりの体積の 5 分の 4 以上であること。ただし、乾燥剤を入れたときは 5 分の 3 以上として差し支えないが、この場合、容器又は包装に「乾燥剤入り」等の文言をもってその旨を表示すること。

(2) 直接の容器又は包装に、更に外部の容器又は包装を施す場合に、外部の容器又は包装と直接の容器又は包装との間に不必要な空間があってはならない。ただし、次に掲げる場合には、それぞれこれらを格納するため、必要な限度において空間を生ずることは差し支えない。

ア 直接の容器又は包装が円筒形等変形のため、やむを得ないとき。

イ 直接の容器又は包装を保護するため緩衝材（額縁状の縁取りを含む。）を使用するとき。  
この場合、緩衝材（縁取り幅）の厚さは4ミリメートル以下でなければならない。

ウ 説明文又はスプーン等を入れるとき。この場合、空間の大きさは外部の容器又は包装の外容積の5分の1以下でなければならない。

（組成基準の試験法）

第5条 別表のローヤルゼリーの組成基準の試験法は、次に掲げるところによる。

(1) 水分 減圧加熱乾燥法による。

(2) 粗たん白 ケルダール法による。

(3) 10-ヒドロキシ- $\delta$ -2-デセン酸 ガスクロマトグラフィー又は高速液体クロマトグラフィーによる。

(4) 酸度 アルカリ滴定法による。

(5) 一般生菌数 標準寒天板培養法による。

(6) 大腸菌群 乳糖ブイヨン発酵管法による。

附 則

この施行規則の変更は、規約の変更について消費者庁長官及び公正取引委員会の認定の告示があった日から施行する。

[別 表]

(性 状)

1 生ローヤルゼリー

おおむね、乳白色ないし淡黄色の糊状のものであって、特有の収れん性及び香味を有するものである。

2 乾燥ローヤルゼリー

おおむね、乳白色ないし淡褐色の粉末状若しくは多孔質固体であって、特有の収れん性及び香味を有するものである。

3 調製ローヤルゼリー

色沢や形態は多種多様であるが、内容物に特有の収れん性及び香味を保留するものである。

(組成基準)

1 生ローヤルゼリー

水 分 62.5%以上 68.5%以下

粗たん白 12.0%以上 15.5%以下

10 ハイドロキシ- $\delta$ -2-デセン酸 1.40%以上

酸 度 100g につき 1mol/Lアルカリ 32.0ml 以上 53.0ml 以下

一般生菌数 500/g 以下

大腸菌群 陰性

2 乾燥ローヤルゼリー

水 分 5.0%以下

粗たん白 33.0%以上 47.0%以下

10 ハイドロキシ- $\delta$ -2-デセン酸 3.50%以上

一般生菌数 500/g 以下

大腸菌群 陰性

3 調製ローヤルゼリー

10 ハイドロキシ- $\delta$ -2-デセン酸 0.18%以上

一般生菌数 3000/g 以下

大腸菌群 陰性